

2024年5月

個人および個人事業主のお客さま

株式会社 みちのく銀行

## ATMでの通帳取引についてのお知らせ（個人・個人事業主のお客さま）

平素より、みちのく銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行は、2025年1月に青森銀行との合併ならびにシステムの統合を予定しております。

下表の②に該当するお客さまの口座（キャッシュカードを発行せず、通帳に暗証番号をご登録）につきましては、**合併後にATMで通帳払出しを行う場合に、「キャッシュカード」の発行が必要となります。**

キャッシュカード 有無		ATMでの払出し取引		お客さまの お手続き
		現在～2024年12月	2025年1月以降	
①	現在 キャッシュカードを お持ちのお客さま	キャッシュカードまたは 通帳のどちらでも暗証番 号の入力によりお取引可 能です。	左記同様。 (変更なし)	ございません。
②	現在 キャッシュカードを お持ちでないお客さ ま（通帳に暗証番号 登録あり）	通帳と暗証番号入力によ りお取引可能です。	通帳と暗証番号入力で は払出し取引はできま せん。 (入金可能)	2024年10月までに みちのく銀行窓口にて キャッシュカード発行 のお手続きをお願いい たします。

上表の②に該当する口座をお持ちのお客さまに対しましては、2024年5月中を目途に、ダイレクトメールにてお知らせを送付させていただく予定としております。

2025年1月の合併以降もATMでの通帳払出しをご希望される上表の②に該当するお客さまは、最寄りのみちのく銀行窓口にて、キャッシュカード発行のお手続きをお願いいたします。カード発行のお手続きの際には、以下の書類等をご準備ください。

なお、カード発行にあたっての費用はございません（ICキャッシュカードを除く）。また、銀行窓口での通帳とご印鑑による払出しは、キャッシュカードをお持ちでなくても、これまでどおりご利用いただけます。

### 《銀行窓口でのお手続き時にご準備いただくもの》

- ① 案内文書（ダイレクトメール）
- ② 通帳
- ③ 通帳のお届印
- ④ ご本人が確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード など）

お客さまには何かとご不便をおかけいたしますが、青森銀行との合併に向けた対応の一環であり、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

本お知らせは、2023年9月「ATMでの通帳取引についてのお知らせ（個人・個人事業主のお客さま）」に関する再度のご案内です。

本件の内容につきましてご不明の点等がございましたら、下記へご連絡願います。

<みちのく銀行テレフォンセンター>

0120-86-3709（サービス番号1）

【受付時間】 平日 9:00～17:00

以 上